

地球温暖化対策推進法に基づく促進区域に係る環境配慮基準(原案)に対して
提出された意見・情報ならびに県の考え方および対応について

1 県民政策コメント制度に基づく意見・情報の募集結果について

(1)意見等の募集結果

実施期間: 令和5年12月22日(金)から令和6年1月22日(月)まで

意見等の件数: 4人から計8件

(2)提出された意見等の内訳

項目	件数	反映数
1 基本事項	1	
2 促進区域に含めない区域	3	
3 促進区域の設定にあたって考慮すべき環境配慮事項		
4 想定される促進区域の例示	3	2
5 基準の見直しについて		
その他	1	
意見・情報 合計	8	2

2 意見等に対する滋賀県の考え方・対応について

意見等に対する滋賀県の考え方・対応については下表のとおりです。

なお、意見等の取りまとめにあたり、提出された意見等の一部は、その趣旨を損なわない範囲で内容の要約等を行っています。

No. (ページ)	案への御意見	県の考え方	対応(修正箇所) (ページ)
1 基本事項			
1 3	基本事項に賛同致します。再生可能エネルギーの導入は持続可能な社会を作るための手段であり、生物多様性等の取り巻く環境への影響とのバランスを鑑みて取り組んでいく必要があります。滋賀県においては固有の生物を持つ地域であるため、適切な配慮が必要と考えます。	本県の自然的社会的条件を勘案し、自然環境と調和した再生可能エネルギー導入が進むように努めてまいります。	- -
2 促進区域に含めない区域			
2 4	森林伐採を伴う再エネ導入は適さないもので、現行の基準、区域設定を支持します。	いただいたご意見については、今後の施策等の検討にあたって参考とさせていただきます。	- -
3 5	基本的に賛同致します。ただし、生物への配慮について、過度になりすぎないように、適切なゾーニングができるようにご検討いただきたいです。	本県の自然的社会的条件を勘案し、自然環境と調和した再生可能エネルギー導入が進むように努めてまいります。	- -
4 6	<優良農地区域であって、耕作に適さない部分> 優良農地区域であっても、例えば、水路や法地等のその区域内に土地形状および土壌状態等によって耕作に適さない部分が残る未利用農地として残る可能性がある。農業生産性を損ねることなく、未利用農地を活用した再エネ発電の可能性を一概に除外すべきではないと考えます。	「農用地区域」を農業振興に必要な土地として確保するため、再生可能エネルギー発電設備を含む農地転用許可が必要な施設については、農業上の利用に支障が少ない農地に誘導する必要があることから、農用地区域については「促進区域」への位置付けに適さない区域と考えます。	- -
4 想定される促進区域の例示			
5 13	<優良農地区域> 食料生産とエネルギー生産を両立できる可能性を残す必要があると思います。農村地域は自然エネルギーの宝庫であり、これまで明確な政策上の位置づけがなかった農業残渣バイオマスだけでなく、太陽光や風力、農業用水利などから生み出される農村地域における再生可能エネルギーの可能性を明確に位置づけるべき時期かと考えます。	「農用地区域」を農業振興に必要な土地として確保するため、再生可能エネルギー発電設備を含む農地転用許可が必要な施設については、農業上の利用に支障が少ない農地に誘導する必要があることから、農用地区域については「促進区域」への位置付けに適さない区域と考えます。 なお、農村地域においては、農業生産活動によって消費するエネルギーの削減や、地産地消の推進による農畜水産物輸送エネルギーの削減、農業水利施設を活用した再生可能エネルギーの導入を進めることとしております。	- -
6 13	国の脱炭素先行地域を参考に、想定される促進区域の例示を増やしてはどうか。		【想定箇所】 工場、倉庫群など
7 13	オフサイトPPAや託送の活性化を見越して、電力需要は少ないが設置可能面積が広い倉庫群や牧場なども促進地域として捉えられるようにしていただけるとありがたい。また資料記載の荒廃農地についてはポテンシャルが高いと認識しており、共感するところです。	ご意見を踏まえ、P13で示す「想定箇所」および「想定活用方法」を修正します。	13 【想定活用方法】 当該区域で発電した電力を工業団地内で自家消費する。 電力需要が少ない倉庫等の屋根を活用し発電した電力を工業団地や街区で利用する。
その他			
8	発電設備の種類(太陽光、風力、水力など)ごとの課題等をしっかりと踏まえ、地域のポテンシャルに応じた再エネ導入を進めていく必要がある。	いただいたご意見については、今後の施策等の検討にあたって参考とさせていただきます。	